

(別記1)

食肉生産流通多角化施設整備支援事業

第1 取組の概要

本取組においては、食肉の生産・流通の多角化のために必要な食肉処理施設（と畜（枝肉までの処理）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設又は本事業を活用して新たに精肉加工まで一貫して実施することを計画している食肉処理施設をいう。以下同じ。）における精肉等の加工を行うための施設・設備及び加工食品（食肉処理施設でと畜又は部分肉加工した食肉を原料とし、最終製品の割合5割以上を当該原料としたものをいう。以下同じ。）の製造を行うための施設・設備の整備を実施できるものとする。

第2 取組の実施基準等

- 1 事業実施主体が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の補助の対象外とする。
- 2 国の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の補助の対象外とする。

また、既存の施設・機械・器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の補助の対象外とする。

- 3 補助対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設等の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知）によるものとする。

- 4 補助の対象とする施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、増築、併設等を行うことができるものとする。

- 5 施設の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、適切な能力・規模の決定を行うものとする。また、当該施設の受益農家は原則として5戸以上とする。

併せて、施設の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- 6 施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとする。
- 7 整備後施設の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事を経由し地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務所長、その他都府県にあっては、地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっては同様とする。
- (2) 整備後施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－補助金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- (3) 貸借契約は、文書によって行うこととする。

なお、整備後施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

- 8 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、補助の対象外とする。

9 食肉処理施設の廃棄等

本事業での施設の整備に伴い廃棄する必要がある既存施設（以下「廃棄施設」という。）に対しては、廃棄（解体及び撤去を含む。以下同じ。）にかかる経費及び廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填ができるものとする。

10 上限事業費

次により計算される額を超える部分については、補助の対象外とする。

施設整備の場合は、9,500千円×1日当たりの処理能力頭数（牛及び馬は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）。

廃棄の場合は、150千円×1日当たりの処理能力頭数（肥育豚換算）。

第3 採択要件

実施要綱別表の採択要件の欄の生産局長が別に定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 1 事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあっては、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - (1) 事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
 - (2) 規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
 - (3) 規約において、各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。
 - (4) 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、

団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。
以下同じ。)が暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

- 2 施設・設備整備は、食肉処理施設における食肉の生産・流通の多角化のために必要な精肉等加工施設・設備及び加工食品製造施設・設備等とする。
- 3 施設の新設又は改修及び廃棄は、当該施設が所在する都道府県が定める食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画(以下「流通合理化計画」という。)に基づくものであることとする。
- 4 事業実施主体は、施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画(以下「整備計画」という。)を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていることとする。

また、廃棄を伴う場合は、整備計画の中に流通合理化計画に基づく廃棄計画(以下「廃棄計画」という。)も含めて作成し、当該都道府県知事による承認を受けていることとする。

- 5 整備する施設・設備は、輸出先国が定める衛生基準を満たし、当該施設・設備によって生産される製品を輸出すること。
- 6 整備する施設・設備においては、整備する食肉処理施設でと畜又は部分肉加工をされた食肉を主として使用すること。
- 7 その他

事業の採択に当たっては、継続事業を優先することとし、新規の計画については、以下を優先することとする。

- (1) 食肉の輸出拡大を図る計画
- (2) 整備する施設・設備で処理される食肉の量が多い計画
- (3) 受益農家数が多い計画
- (4) 食肉処理施設が所在する都道府県等の地方自治体の支援、協力がある計画

第5 成果目標の目標年度

本事業は、事業完了年度から3年以内に設定するものとする。

第6 補助対象経費等

1 補助対象経費

次に掲げる施設等の整備に要する経費とする。

(1) 上屋等

精肉等加工・加工食品製造のための施設の建築物、環境保全施設、交差汚染防止対策施設その他精肉等加工・加工食品製造に必要な建築物の整備

(2) 精肉等加工・加工食品製造機械設備

精肉加工を一体的に行う場合の部分肉加工、精肉加工、搬送、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理、副産物等処理、災害時対応設備その他精肉等加工・加工食品製造に必要な設備の整備

(3) その他

機械器具設備及び上屋等の整備に係る設計費並びに諸経費

2 補助対象施設の基準等

整備の一般基準は、次のとおりとする。

- (1) 污水处理施設は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に基づき定められた排水基準以下まで処理し得る能力を有すること。
- (2) 衛生管理施設は、輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を遵守するために必要なものとする（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所を整備できるものとする。）。
- (3) 交差汚染防止対策施設は、原則として、施設を囲う野生鳥獣の進入防止柵、排水溝及び車両消毒施設とし、駐車場、車両通路及びそれらに係る舗装経費は対象としない。
- (4) 災害時対応設備は、停電時において必要とされる適度の電力容量を確保するための機器とする。

3 食肉処理施設の廃棄の基準等

(1) 食肉処理施設の廃棄

ア 廃棄施設を売却して得た対価（当該売却に係る経費を控除した額をいい、事業計画が作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに売却して得た額を含む。）については、これを補助対象経費から控除する。

イ 補助対象経費には食肉処理施設の廃棄後の整地に係る経費については含めないものとする。

(2) 廃棄施設の設備の残余財産相当額の補填

ア 補助対象は、第6の1の(1)及び(2)に掲げる施設等（取得年月が明らかであって、その取得価額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号。以下同じ。）第126条及び第127条又は法人税法施行令（昭和40年政令第97条。以下同じ。）第54条及び第55条に規定する方法により算出した減価償却資産の取得価額をいう。以下同じ。）が単価20万円以上のものに限る。）を廃棄する際に、当該施設等について減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「財務省令」という。）別表に掲げる耐用年数（以下「耐用年数」という。）に応じて旧定率法（所得税法施行令第120条第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条第1項第2号ロに規定する旧定率法をいう。）又は定率法（所得税法施行令第120条の2第1項第2号ロ又は法人税法施行令第48条の2第1項第2号ロに規定する定率法をいう。）により減価償却を行った場合の当該施設等の未償却分の残余財産相当額（以下「残余財産相当額」という。）とする。ただし、耐用年数を超えている施設等は対象としない。

イ 個人において使用され、又は法人において本事業の用に供された中古資産については、当該中古資産が、施設においてアの耐用年数以上に設定されている設備であって、かつ、アの要件を満たすものに限り、補助対象とすることができる。

ウ 補助対象経費の算出に当たっては、次の点に留意するものとする。

- a アの施設等又はイの設備（以下「対象施設等」という。）を取得した営業年度（廃棄施設の営業年度又は事業年度等をいう。以下同じ。）における当該対

象施設等の減価償却額は、当該対象施設等を取得した月にかかわらず、当該対象施設等を取得した営業年度の期首にこれを取得したものとみなして算出するものとする。

- b 廃棄施設が、営業年度の途中において食肉処理を休止する場合には、当該営業年度における対象施設等の減価償却額は、次式により算出するものとする。

$$\alpha = \beta \times (\gamma \div 12)$$

α : 減価償却額

β : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度末における減価償却見込額

γ : 廃棄施設の食肉処理を休止した営業年度の期首から食肉処理休止月までの間の月数（1か月に満たない月は、これを1か月とする。）

- c 廃棄施設が、営業年度の前年度において既に食肉処理を休止している場合には、対象施設等の残余財産相当額は、当該営業年度の前年度の3月31日現在において評価するものとする。

- d 廃棄施設において、対象施設等と当該対象施設等についての資本的支出（所得税法施行令第181条又は法人税法施行令第132条に規定する資本的支出をいう。以下同じ。）に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として財産管理台帳等に掲載し、それぞれについて別個に減価償却を行っている場合にあっては、本体である当該対象施設等が耐用年数を超えているときは、当該資本的支出に係る部分の残余財産相当額については、補助対象とはしない。

- e 対象施設等について資本的支出がなされ、当該対象施設等が耐用年数の期間内である場合には、当該対象施設等とその資本的支出に係る部分とをそれぞれ別個の減価償却資産として区分し、それぞれについてア、イ、ウのaからdまでの規定に留意して補助対象経費を算出するものとする。

- エ 対象施設等を売却して得た対価については、これを補助対象経費から控除する。ただし、事業実施計画が作成された日から本事業に係る補助金の交付決定を受けた日までに施設等を売却した場合であって、当該施設等に係る対価がウのaからcまでの規定に準じて算出した残余財産相当額を上回ったときは、その上回った額についても補助対象経費から控除するものとする。

- オ 廃棄施設は、地域の実情を踏まえつつ、施設の築年数等を十分に勘案して選定するものとする。

なお、残存年数が相当期間ある施設については廃棄対象とすることが必ずしも望ましいといえないことから、施設の有効活用も含め十分に検討するものとする。

第7 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成

- (1) 実施要綱第5に基づく、事業実施計画の作成及び申請は、別記1様式第1号により行うものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)により作成した事業実施計画を都道府県知事を経由して

地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。

2 地方農政局長等の承認

地方農政局長等は、事業実施計画を承認する場合には、都道府県知事を経由して事業実施主体に対し、別記1様式第2号により通知するものとし、それ以外の事業実施主体に対しては、承認がされなかった旨を通知するものとする。

3 事業実施計画の変更

実施要綱第5の1の(2)の生産局長が別に定める計画の重要な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業費の30%を超える増又は補助金の増
- (2) 事業費又は補助金の30%を超える減
- (3) 事業の中止又は廃止
- (4) 事業実施主体の変更
- (5) その他地方農政局長等が重要と認める場合

4 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設等の管理は、原則として、整備後食肉処理施設の所有者が行うものとする。

ただし、整備後の施設・設備の所有者が当該施設の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、地方農政局長等は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第8 事業実施状況の報告

実施要綱第6に基づく事業実施状況の報告については、次に掲げる方法で実施するものとする

- 1 事業実施状況の報告は、事業開始年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、当該年度における事業実施状況について、報告に係る年度の翌年度7月末日までに別記様式1第3号により行うものとする。
- 2 国及び都道府県は、事業実施主体に対し、1に定める報告以外に、必要に応じて、

事業実施状況に関し、必要な書類の提出を求めることができるものとする。

- 3 都道府県知事及び地方農政局長等は、1による事業実施状況の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、当該事業実施主体に対して改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

第9 事業の評価

実施要綱第7に基づく事業の評価については、次に掲げる方法で実施するものとする。

1 事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、事業計画の目標年度の翌年度において、目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記1様式第4号により、その結果を目標年度の翌年度の7月末日までに、都道府県を経由して地方農政局長等に報告するものとする。

2 地方農政局長等による事業評価

- (1) 1により報告を受けた地方農政局長等は、事業評価の報告内容について、当該事業評価が適切な方法で実施されているかに留意し、別記1様式第5号によりその報告内容を評価するものとする。なお、評価結果は、生産局長が外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

また、評価に当たっては、必要に応じて事業実施計画との整合等を確認するものとする。

- (2) 地方農政局長等は、(1)の評価の結果、適切な方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、都道府県知事を通じて再度評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) (2)により地方農政局長等から指導を受けた事業実施主体は、指導に基づき事業評価を実施し、速やかに都道府県知事を通じて地方農政局長等に報告するものとする。

3 評価結果に基づく指導等

地方農政局長等は、2による事業評価を実施した結果、成果目標が達成されていない等、当初の計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断された場合には、事業実施主体に対し、都道府県知事を通じて必要な改善措置を指導し、別記1様式第6号に定める改善計画を作成させるものとする。

また、この場合において、事業実施主体は、1年間目標年度を延長し、再度、1の事業評価の実施及び報告を行うものとする。

4 その他

地方農政局長等は、原則として、事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。

第10 その他

1 不正行為等に対する措置

国及び都道府県は、事業実施主体の代表者、理事、職員等が、本事業の実施に関連

して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合にあっては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。